

保険適用の体外受精・顕微授精を行う方へ



海老名市は**先進医療費**の一部を助成します

1回の治療につき
上限5万円

令和5年4月から、海老名市では、医療保険適用の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を行う際に、併用して先進医療を受けた方に対し、先進医療費の一部を助成しています。

助成金額・助成回数

- ・ 1回の特定不妊治療につき上限5万円
- ・ 医療保険で治療できる回数

助成対象

次の要件をすべて満たしている夫婦

- ・ 医療保険適用の特定不妊治療と併用して先進医療を受けた
- ・ 申請日時時点で、夫婦の両方または一方が海老名市民である
- ・ 他の自治体で助成を受けていない など

申請方法

治療終了日の翌月から6か月以内に、医療機関の受診等証明書・領収書など必要書類とともに下記へ申請してください。

対象となる助成の範囲



事業の詳細や申請書式のダウンロードはこちらから

申請・お問い合わせ先

海老名市保健福祉部 こども育成課（えびなこどもセンター内）
住所：〒243-0422 海老名市中新田377番地
電話：046-235-7885

